

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第1回）

日時：令和4年4月22日（金）午後3時30分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業
- 2 環境影響評価書案に係る総括審議
日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」

資料1－1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び
項目別審議について

資料1－2 「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建
設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

資料2 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」

資料2－1 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価
書案 部会審議質疑応答

資料2－2 「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影
響評価書案について（案）

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
池邊委員
池本委員
日下委員
小林委員
廣江委員
水本委員
宗方委員
保高委員
渡邊委員

(11名)

藤本政策調整担当部長
山内アセスメント担当課長
下間アセスメント担当課長

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の 項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和4年4月22日

(事業名称) 東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業

1 選定した環境影響評価の項目 8項目（選定した理由 p.104）

大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画道路周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加すると考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【地盤、水循環 共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中している。また、防災用の井戸も存在していることから、計画されている現地調査に加え、既往の地質柱状図などを含めた十分な調査を行い、工事の施行中及び工事の完了後の影響について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約1.1kmのうち約0.8kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の内容に加え、類似事例を参考として、発生量及び再資源化等について詳細な予測・評価を行うこと。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 9項目（選定しなかった理由 p.105）

悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地形・地質、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、温室効果ガス

意見なし

3 都民の意見書及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新金橋連絡路）建設事業」環境影響評価調査計画書に対する都民の意見書及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	2 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	4 件

2 都民からの主な意見

（1）環境一般

・歴史的環境側面

計画地周辺は、江戸時代から明治時代への転換期の歴史舞台であり、文明開化地として国内有数唯一の歴史遺産地に匹敵するものでありながら、横浜・神戸・函館などのように当時を偲ぶ街風景が保全されていない。

歴史の面影は失われたが、その歴史のよすがとなる街の区割りは面的に残されているため、現状に手を付けずに残していただきたい。

新金橋から三吉橋に至る地域を立ち退かせて掘割り化する計画の一部修正を希望する。現在の掘割スペースの有効利用によりシールドトンネルからの新規車線を通行させることが可能と思われる。こうすることで近隣住環境の現状維持保全に努めて頂きたい。

・地理的環境側面

隅田川から新富町に至る地域は海拔2～3m地帯であり、満潮時や大潮時には、上昇した水位が地域一帯の地下土壌に染み込み流入している。これまでは上昇した水位を地域一帯の地下土壌が吸収していたが、近年はマンション等の建設増加に伴い地下土壌が掘削除去されコンクリートに埋め固められ、上昇水位を地下土壌で吸収しきれなくなった。そのため、大潮時には地下水位がこれまで以上に上昇し、海拔1mほどになる。

この影響で地域の古いビルや木造家屋の地下室などは、上昇した地下水が壁面の

ひび割れ部分などから建屋内に染み込んでくるという状態となっている。

今後、住居地を立ち退き、シールド掘削を行うとなるとさらに地下土壌が失われることとなり、近隣の地下水浸水がさらに加速するものと推察される。

地下土壌の水泥化による軟弱地盤は、大地震による被害拡大のひきがねにもなるため、そうした水害防止の観点から新富地区の立ち退き掘削は不適と思われる。

- ・設備立地的環境側面について

工事素案によると、新富町当該地区を立ち退かせた跡地には道路関連設備・施設や道路擁壁等が設置される予定になっている。それらは町内の生活道路をはさんだ真向いに設置される。

静謐な生活空間の場にこれら施設を混在させることは生活環境上ふさわしくなく、町の美観上もなじまない。区民の生活環境をこのまま維持する事を希望する。

代替案として、これらの設備関連施設は、新富町出口として利用されている道路幅に広い余裕のある旧築地川の川底部分への設置を提案する。幅員は約5車線相当の広さで人々の目にもつきにくく、生活環境を阻害する要因にもならない。作業等を行う場合においても24時間いつでも行なえ、通行人等を全く気にすることなく作業に専念できる利点もあるため、立地変更を検討いただきたい。

- ・コスト的環境側面について

新富町の首都高一号線外回り沿いの住居商業ビル・家屋の立ち退きについては、莫大な税予算を要する。この予算を押さえるために、現在の一号線道路幅を拡幅せずに有効利用することで、立ち退きをせずともシールド掘削車線を増設可能である事を提案する。

現在の1号線外回りの新富町付近は、本線のほかに現・京橋入口の2車線と合わせて計4車線の道路幅があり、現・京橋入口から中央区役所に至る約100m以上続いている。この4車線相当の道路幅にシールド掘削新規車線を融合させれば、立ち退かせて新規車線を増設せずに現状のままで本線とシールド車線の合流が可能となる。現・京橋入口から続く2車線進入路も、本線センターラインを進入路側に横すべりさせてずらして引き直し、本線道路として利用すればよい。

この結果、立ち退かせて道路幅を拡張させるコストの削減及び立ち退き交渉の不用及び工期短縮効果が見込める。

本線は2車線でありながら、新富町付近で5車線相当の幅員を求めようとする現在の素案を再考し、住環境の現状維持をお願いしたい。

現代工法の技により、シールドトンネルから新車線を掘割拡大させることなく、現行幅員内で落とし込めるようお願い。

(2) 大気汚染

大気汚染では、二酸化窒素と浮遊粒子状物質（一次粒子）を評価するとあるが、自動車の排気ガスは、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物（NOx）、硫酸酸化物（SOx）などもあり、これらも、評価項目としていれることを求める。

(3) 温室効果ガス

温室効果ガスを本件事業の環境影響評価調査にいれていないことが、大問題で、きちんと評価項目に位置付けることを求める。

本件工事によって、工事車両が用いられるが、その工事車両の通行に伴い温室効果ガスが多量に発生する。

「工事の施行中については建設機械の稼働があるが、最新の燃料消費基準を達成している建設機械を使用することでエネルギー消費量を抑えるため、影響は小さいと考えられます。」（106ページ）とあるが、トンネルを掘削するには、それ相応のエネルギーが必要なわけであって、決して温室効果ガスの発生が少ないとは言えない。

工事車両による発生、建設機械による発生をそれぞれ、分析をお願いする。

3 周知地域区長からの意見

【中央区長】

(1) 騒音・振動

- ・鍛冶橋通りは令和元年度道路交通騒音の測定結果において昼夜ともに環境基準を満たしているが、工事用車両が増えることで環境基準を超えないよう徹底すること。
- ・跨道橋架け替え付近において、既設コンクリート構造物撤去作業時の振動レベルの予測を行い、調査地点への追加を検討すること。

- ・都市計画の変更素案の説明で示された排水設備、電気設備、加圧設備等の道路管理施設についても、騒音・振動等の環境影響が懸念されるため、環境影響評価調査において考慮すること。
- ・当該事業の実施が影響を及ぼすと予想される地域に、認可保育所や認証保育所があるため、特に午睡時間(12時～15時)の騒音を最小限に抑える対策をとること。

(2) 地盤、史跡・文化財 共通

- ・計画道路周辺に中央区民文化登録の「京橋の親柱」があり、シールド工法による振動や土地陥没等が発生した際、文化財への影響が出るおそれがあるため、万全を期した計画とすること。

(3) 水質汚濁、土壌汚染 共通

- ・水質汚濁及び土壌汚染については選定されていない評価項目であるが、いずれも綿密な計画調査を行い、必要であれば適切な措置を講じること。

(4) 温室効果ガス

- ・本区では脱炭素社会に向けて令和3年3月にゼロカーボンシティ中央区宣言を行ったところであるが、当該事業は工事期間が長く、工事用車両の走行や掘削機械等の使用に伴い多量の温室効果ガスの排出が予想されるため、工事の施工中において温室効果ガスを評価項目から選定すること。

(5) その他（施工計画等）

- ・工事用車両の搬出入ルート等について、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めること。新金橋から新大橋通りの搬出入ルートについては時間帯によって交通量が多く、信号機のない横断歩道もあるため、工事車両が通行する際は十分に注意を払い、不必要なアイドリングの防止等を行い近隣住民に迷惑がかからないよう徹底すること。
- ・跨道橋及び公園橋など区管理施設の施工については、本区と十分に協議を行った上で施工計画を検討すること。架け替え工事の実施にあたっては、事前に橋梁及びその影響する周辺道路の交通量調査を行い、工事期間中の計画交通量を把握し、交通混雑を避け地元住民の利便性を十分に確保するよう対策を講じること。また、交通管理者との協議も行うこと。
- ・調査計画書P27 表6, 1-9(1) 公共施設等における施設名に誤りがあるため、修正す

ること。「番号22 わとなーる櫻川(誤) → わとなーる桜川(正)」

- ・「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。
- ・当該事業を進めていくにあたり、地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき周辺環境及び都市景観に配慮したものとすること。また、東京都の条例やマスタープラン等に適合する計画とすること。
- ・当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。

【千代田区長】

(1) 大気汚染

- ・工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

(2) 騒音・振動

- ・工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。
- ・また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

(3) 日 影

- ・意見無し。

(4) 電波障害

- ・意見無し。

(5) 風環境

- ・意見無し。

(6) 景観

- ・意見無し。

「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和4年2月17日に「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画道路周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加すると考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【地盤、水循環 共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中している。また、防災用の井戸も存在していることから、計画されている現地調査に加え、既往の地質柱状図などを含めた十分な調査を行い、工事の施行中及び工事の完了後の影響について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約1.1kmのうち約0.8kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の内容に加え、類似事例を参考として、発生量及び再資源化等について詳細な予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

付 表

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4 年 2 月 17 日	・ 調査計画書について諮問
部 会	令和 4 年 4 月 22 日	・ 環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景 観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動 の場、廃棄物) ・ 総括審議
審議会	令和 4 年 4 月 28 日	・ 答申(予定)

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価
書案 部会審議質疑応答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
大気汚染	1	二酸化窒素の予測が環境基準を超えているが、どのように考えているか。	予測上、建設機械がフル稼働するというような条件で予測しているため、騒音・振動と同様、工事に先立ち、効率的な稼働等に配慮し、低減に努めたいと考えている。	3/18 部会にて回答 総括審議事項へ
		大気汚染に関しては地区に応じたバックグラウンドがかなり影響してしまうので仕方ない部分もあるが、寄与率に対して騒音・振動のジャイアントブレーカーの話があったように、大気に関しても影響が大きい部分を検討し、例えば条件設定等で、どうしたら寄与が少なくて済むのかといった検討もしていただくのいいかと思う。	承知した。	
騒音・振動	1	評価書案の 159 ページで、建設工事期間の最大振動レベルが解体工事と新築工事で、それぞれぎりぎりな線である。一応（環境基準を）「下回る」とのことだが、この建設機械の振動レベルがこれだけ高いということは恐らく敷地が狭いためだとは思いますが、まだ改善の余地等はあるのか。	最大の建設機械が同時に稼働するという条件で予測をしている。 工事着手前には詳細な施工計画を再度練り、効率的な建設機械の配置や稼働などにより、さらなる低減に努めたいと考えている。	2/16 部会にて回答 3/18 部会にて回答 総括審議事項へ
		この街区の解体は特にジャイアントブレーカー、油圧ブレーカー、破碎などを行う機械が集中的に動いていることが、この大きな振動レベルの予測につながっていると思うので、ここに書かれている環境保全のための措置以外に、もう少し何か具体的に、今言われたようなことも記載していただけるとありがたい。	ジャイアントブレーカーも全ての作業に使うわけではなく、どうしても使わなければいけないときに使用するが、他の建設機械で可能であるならばそちらを使用することも考慮に入れ、詳細な検討をした上で、実際に施工したいと考えている。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
風環境	1	計画建物の建設による計画地周辺の風環境が、建設前と比較すると領域Cが増加している。オフィス街ということで、許容範囲という解釈であるが、強い風が多くなるというのは好ましくないので、風環境に与える影響の低減に極力努め、それについては事後調査において確認し、もし必要となればさらなる対策を講じるよう努めていただきたい。	領域Cの地点が数地点増加する。2地点、CがBになるといった地点もあるが、トータル数地点、領域Cが増えてしまうということになる。配慮としては、昭和通り側、ピロティーの歩行者空間を設け、歩行者が風環境としてはいいところを歩行できるといったことにも配慮しながら計画を進めている。	3/18部会にて回答 総括審議事項へ
	2	将来的には首都高の高架が、大分形状が変わることになるが、検証のときには現状の高架の形で行っているのか。	事業が完了した時点で、まだ首都高の高架は残っているため、高架がある状況で検討している。	3/18部会にて回答
		この事業が完了した後、首都高の状況がまた変わると、風が弱かったところがさらに強くなるという可能性もあるため、できるだけ先々のことも考えた配慮を御検討いただきたい。	承知した。	
景観	1	評価書案の258ページの地点3を見ると、北東側から見た場合、大きな、南北方向に長いデザインとなり、のっぺらぼうみたいなものがどんとあるような印象である。ファサードデザインについて、検討は始められているのか。	敷地形状が南北に長いので、東西面に対してかなりの壁長となるということは認識している。 配慮事項として、A街区とB街区を分棟配置し、2棟構成とすることで、1棟構成よりは、壁面の長さに圧迫感がないようにしている。 そのほか、景観協議の中で、基壇部と高層部を分節するようなデザイン構成など、圧迫感低減に今後とも努めていきたいと考えている。	2/16部会にて回答
		基壇部の話や、AとBを分けている意図はよく分かるが、A街区の基壇部より上だけでもかなり大きなボリュームとなるので、基壇部と上を分けるというだけではなく、上に関しても何かデザイン上の工夫ができないか、御検討頂ければと思う。	承知した。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1	中央区教育委員会が埋蔵文化財についての指導・助言を行っていると思うが、こちらのほうには既に行かれているか。	計画地は、周知の包蔵地の範囲からは外れているが、教育委員会とは、協力できる範囲で今後も調査については協力させていただきたいということで、打合せを始めた。	2/16 部会にて回答
		今後、周知化されていないものももし存在した場合には、届出義務もあるので、そのことで中央区のほうから何か話などはあるのか。	近隣の開発の中でも江戸時代の生活に関わるような物がいろいろ出てきているという話は伺っている。都心部開発のため、既存建物建設時に既に壊されて、文化財が残っている可能性のあるエリアというのは限られているが、地上建物解体後に調査できるように打合わせをしている。	
		今のでもう十分満足していて、もうこれで大丈夫であるというような表現であるが、ちょっとニュアンス的には違うので、その辺は把握していますということを理解できるような表現にしていきたい。	承知した。	
その他（熱源計画）	1	熱源計画について、ハザードマップに基づいて浸水影響を考慮した浸水対策を講じることが、こういった建物を造るときに一般化されていると思う。 この計画では熱源計画は地下4階にDHCのプラントを置くようだが、どのような浸水対策を検討されているのか。 中央区のハザードマップを見ると、過去にも内水被害があった場所が、この計画のA地区の一部にあったと思う。	具体的な計画については、これから深度化していく予定だが、浸水対策として、まず電気系の諸室、防災センターについては全て地上2階以上に上げている。DHCのメインのプラントについては、地下階への設置を想定しているが、出入口、1階レベルでの防潮対策をして、建物の中に水を入れない配慮を図っていく予定である。水没などトラブルがあったときに早く復旧ができるような検討は継続していきたいと考えている。	2/16 部会にて回答
その他（地盤、水循環）	1	18ページ、19ページに建物の断面図があるが、地下の掘削についてはどのぐらいまでを想定しているのか。「地盤」と「水循環」は、特定地域で項目に入っていないが、参考のために教えてほしい。	南側に配置しているA街区が地下4階になっていて、底盤のところで約-35mぐらいを想定している。北側のB街区は地下3階までの計画で、-20m程度を想定している。	2/16 部会にて回答
		工事における掘削深度も大体同じぐらいか。	おおむね同じとなる。	

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (工事間調整)	1	八重洲口、日本橋地区においては条例アセス事業も多くあるため、工事間の連絡調整をしっかりと行ってほしい。	必要に応じて事業間で調整を図りながら進めていく。	3/18 部会にて回答
その他 (温室効果ガス)	1	カーボンハーフに向けて今東京都は取組を加速させているところなので、エネルギーを生み出す創エネについてもぜひ御配慮いただきたい。	最上階、屋上の部分では、A棟、B棟共に設置できる範囲で太陽光パネルなど、創エネに寄与するような設備を設置していきたい。	3/18 部会にて回答

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 9 月 28 日に「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が一定程度認められ、環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

- 1 工事用車両による騒音の増加はわずかであるが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は現況においても環境基準を上回る地点があることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、評価の指標としている値と同値又はわずかに下回る値であることから、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を行うとしているが、現況からの変化は一定程度生じることから、更に風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 3 年 9 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 3 年 12 月 21 日	・現地視察
部 会	令和 4 年 2 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4 年 3 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4 年 4 月 22 日	・総括審議
審議会	令和 4 年 4 月 28 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。